

【 検 査 】

3 7 2 気管支喘息等に対する肺気量分画測定、フローボリュームカーブの算定について

《令和6年11月29日》
《令和7年11月28日更新》

○ 取扱い

次の傷病名に対するD200「1」肺気量分画測定、D200「2」フローボリュームカーブの算定は、原則として認められる。

- (1) 気管支喘息（疑い含む。）
- (2) 咳喘息（疑い含む。）
- (3) 慢性閉塞性肺疾患（疑い含む。）

○ 取扱いを作成した根拠等

肺気量分画測定は、スパイロメータを使用して肺活量などの吸気量、呼気量を測定するもの、フローボリュームカーブは気流速度と気流量の関係パターンを曲線で評価するものであり、(1)から(3)の傷病名における呼吸機能の評価に有用である。

以上のことから、(1)から(3)の傷病名に対するD200「1」肺気量分画測定及びD200「2」フローボリュームカーブの算定は、原則として認められると判断した。